

## 第12次群馬県交通安全計画（案）概要

**基本理念** 交通事故のない社会の実現と県民一人一人が安全で安心して暮らすことができる「交通安全県・群馬」の確立を目指す。

**計画の位置づけ**

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の規定により、陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策大綱として、国が策定する「交通安全基本計画」に基づき策定するもの。

**計画期間**

令和8年度から令和12年度までの5年間

**指標及び目標値**

指標	目標値
<b>道路交通の安全</b>	
交通事故による死者・重傷者数	令和6年比 3割以上減少
自転車の関係する交通人身事故発生件数	
<b>鉄道交通の安全</b>	
鉄道事故件数（踏切事故を除く。）	ゼロ
<b>踏切道における交通の安全</b>	
踏切事故件数	ゼロ

**主な課題と対策****分野****課題****重視すべき視点****主な対策****道路交通の安全**

- 交通事故死者数はこの10年間で3割を下回る減少率で、特に近年は横ばい傾向が続く
- 中高生の自転車が関係する人身事故発生率が全国ワースト上位を継続

- ① 交通事故死者・重傷者減少に着目した対策
- ② 自転車の事故減少に着目した対策

- ・歩行者が安全に安心して移動できる環境の整備（可搬式速度自動取締装置の活用、高齢者の反射材着用促進など）
- ・高齢運転者と高齢歩行者の特性を理解した対策の推進（反射材着用の促進、先進安全自動車の普及促進など）
- ・生活道路における適切な交通指導取締りの実施
- ・群馬県自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間の整備（自転車専用通行帯などの整備、車線や歩道の幅員の見直しなど）
- ・自転車・自動車等それぞれの立場で遵法意識の向上（官民連携によるドライバー向け啓発活動、ウェブ等様々な広報媒体を活用した啓発活動など）
- ・群馬県交通安全アクション・プログラムに基づいた交通安全教育の推進（高校生自転車交通安全動画コンテストなど）

**鉄道交通の安全**

- 依然として鉄道事故が発生

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止

- ・重大な列車事故の未然防止（安全確保のための気象状況に応じた計画運休など）
- ・利用者等の事故の防止（ホームにおける点状ブロックの整備など）

**踏切道における交通の安全**

- 依然として踏切事故が発生

- ① それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進

- ・鉄道事業者が主体となった施策の推進（踏切障害物検知装置、踏切遮断機の整備など）
- ・道路管理者と鉄道事業者が連携した施策の推進（踏切道の統廃合、踏切の拡幅など）